

議案第30号

小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例について

小松島市身近な運動広場条例（昭和56年小松島市条例第17号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例

小松島市身近な運動広場条例（昭和５６年小松島市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

立江運動広場	小松島市立江町字鍋寺３６番地
坂野運動広場	小松島市坂野町字根上り３７番地

第５条に次のただし書きを加える。

ただし、夜間照明を使用する場合は、次項に定める使用料を徴収する。

第５条に次の１項を加える。

２ 使用料は、次のとおりとし、利用の承諾の際徴収する。

区分	使用料	
	１時間まで	１時間を超える３０分ごと
坂野運動広場	１，７００円	８５０円

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。